

発行所 (郵便番号100)  
 東京都千代田区丸の内2-4-1  
 丸の内ビルディング781号室  
 社団法人スウェーデン社会研究所  
 Tel (212) 4007・1447  
 編集 中 嶋 博  
 責任者  
 印刷所 関東図書株式会社  
 定価200円 (年間購読料参千円)  
 1983年4月25日発行  
 第15巻 第4号  
 (毎月1回25日発行)  
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.15 No. 4

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## スウェーデン社会福祉でもっと知りたいこと

What I Would Like to Know More about Swedish Social Welfare

日本社会事業大学教授 仲 村 優 一

Professor, Yuichi Nakamura

私は、スウェーデン福祉の研究者ではないし、その社会福祉の実態についても、先年数日間の通りすがりの駆け足旅行でストックホルム市のいくつかの社会福祉施設を垣間見ただけの経験しかない。従って、スウェーデンの社会福祉について物語る資格はないのであるが、日本の関連諸制度との対比において彼地の実態はどうなっているのかを知りたいという人並みの関心はもっているもので、それについて日本語で紹介されたものについては、できるだけ落ちなく目を通すように心掛けている。

しかしながら、体験的に実感を伴って理解できる日本のあれこれの具体的な制度のことを思い浮かべながら、これがスウェーデンではどうなっているのか、日本で直面している問題を、彼地の福祉では同じように経験しつつあるのか、あるとすればそれをどのように解決しようとしているのか、その中から我々が学びとるべきものは何か、と考えていくと、少くも私には、案外肝心のことが意外にもよくわかっていないということに気がつくのである。

たとえば、スウェーデンの年金制度が、文字通り普遍主義的で、かつ水準の高い立派なものであることについては誰も異論はないであろうが、基本年金に補足年金を加えても、あの物価の高いスウェーデンで、年金だけで人並みの生活が出来る筈はない。老人や障害者の実際の消費生活は、公

的年金以外の数々の収入源があって、年金水準をかなり上まわる生活が保持できているに違いない。しかし、何らかの個人的事情で、ある人の収入が最低生活水準を割らざるをえないということに立ち至ったらどうなるのか。

そのような場合に、スウェーデンのような社会保障制度のよくととのった国でも、否それだからこそ、当然安全網としての補足的な生活保障の制度がなければならぬ筈だと思って見ていくと、「社会サービス法」という総合的社会福祉法の中に、「社会扶助」という制度が組みこまれていることに気がつく。これは、いわば、わが国の場合だったら、生活保護法と福祉サービスの諸法(児童福祉法、老人福祉法等の福祉の5法)を一緒にまとめた総合社会福祉法ともいうべきものになるか。このような社会福祉の諸制度が、末端の地方自治体レベルではどのように実施されているのか。その他あれこれと、教示を仰ぎたいことが山程あるのである。

### 目 次

スウェーデン社会福祉でもっと知りたいこと	仲村 優一	1
1983/84年予算案について(1)	松下 正三	2
アルバ・ミュルダール女史の防衛政策		
構想について(2)	小野寺 信	3
スウェーデン映画へのお誘い		4

# 1983/84年予算案について (Vol.14 No. 2 を参照) (1)

Statsverksproposition 1983/84 (1)

元駐スウェーデン日本大使館参事官 松 下 正 三  
Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

1 スウェーデン政府は去る1月10日国会に対し、1983\84年度(1983年7月1日から84年6月30日まで)の予算案(statsverksproposition)を提出した。これは客年9月の総選挙で6年振りに政権に復帰した社民党内閣の第1回目の予算案でもあるので、右予算案の特徴、予算案に示された政府の基本的な考え方、予算案の前提となった政府の経済見通し、ならびに、各省予算の特徴等概略を述べることにしたい。

今次予算を一見して我々は先づ、累積する赤字財政、国際収支の急激な悪化(註 客年7月1日現在の国債総額は3050億krで83/84年度予算を上まわっている。その中外債は750億krに達している)にも拘らず前年度比17%増という予算の規模の大きさに驚かされる。(註 客年度はその前年度比11%増であった。)「OECD内の諸大国の緊縮財政が世界的な長期不況の主な原因である」というのが今次拡大予算に対する政府の論拠である。

予算の中で、国債の支払い利子の43%増及び工業省の39%増を除くと、国防省予算の22%増が目立っている。前年度保守・中道内閣でさえ伸び率はプラス・マイナス零であった。国際政局の緊張を背景に社民党と雖も敢て軍事費の拡大に踏み切ったのであろう。これはまた、軍事・外交は超党派的に一致している、というスウェーデンの伝統のあらわれでもある。

特筆に価することは、今次予算においても前年度に引続き対外援助GNP1%のライン(比率では日本の3倍強)を維持したことである。まさに、ヒューマニズムスウェーデンの面目躍如たるものがある。

政府は、予算書において、政府の経済政策は「第三の道である」と繰返し述べている。その意味するところは、「緊縮政策でもなく、拡大政策でもない。」「我々は、働くことにより、及び、貯えることによって、この経済危機を脱しなければならぬ。……そのためには、拡大と緊縮という二つの要素が結合された形で経済政策に組み入れ

られなければならない。」と述べている。

その具体的な目標として掲げられているのが、(イ)完全雇用、(ロ)強いクローネ、(ハ)資源の公正配分、(ニ)国際収支のバランスで、そのためには、(イ)国際競争力の改善、(ロ)輸出入関連セクターの収益性の恒久的改善、(ハ)生産性の低下に対する対処——スウェーデンの「再工業化」等が強調されていて、唱われていることの主旨は基本的に前政権当時と変わらない。

(註、これに対し、「言行不一致」というのが野党側の批判の要旨である。1月12日付 Svenska Dagbladet 紙も、政府の標榜する「第三の道」の労働(勤勉)(arbete)と節約を刺戟するような政策が予算案に示されていないと述べ、「世界でも類のない程の高率累進税が、質の高い労働の成果を削減することによって有能な者のやる気を喪失させている」と指摘し、更に、「今や公的セクターがスウェーデンの全経済の70%を占めるに至っている事実が斯る state of things の大きな背景である」と述べて保守政党の考え方を代弁している。)

## 2 予算案の前提となった政府の経済見通し (Prognos)

### (1) 需給のバランス——1982—83

供給	1982(単位 1億kr)	対前年比変化(%)	
		1982	1983
BNP	6171	-0.7	1.4
輸入—物資、 サービス	2085	4.3	-0.1
計	8256億 kr		
<b>需要</b>			
投資総額	1140	-4.2	-2.8
在庫投資	-65	-0.4	0.7
個人消費	3304	0.7	-2.4
行政府の消費	537	1847	1.3
地方自治体の消費	1310		
輸出—物資、 サービス	2030	3.2	6.2
計	8256億 kr		

### (2) 貿易収支のバランス (物資のみ)

	1981	1982	1983
輸出 (fob)	1447	1680	2006
輸入 (cif)	1460	1735	1995
バランス	-13億kr	-55億kr	+11億kr

(3) 国際収支のバランス (サービス、資本収支等を含む)

1981	-142億 kr
1982	-226 " "
1983	-205 " "

### 3 予算案

(1) 概要	歳入	2041億 kr	+21%
	歳出	2944 " "	+17%
	不足額	902 " "	+9%

財政赤字は歳出の30%を超えている。

#### (2) 歳入の内訳 (億以下4捨5入)

項目	対前年比 (%)	歳入総額に占める比率 (%)
付加価値税 (moms—1月から19%に引上げ)		
495億kr	22	24
社会保障分担金 (主として雇用主が負担する)	467 50	23
所得税、法人税	394 14	19
国営事業	209 15	10
エネルギー税	79 0	4
Kalkylmässiga 所得税 (?)	66 -15	3
ガンリン税	63 17	3
酒税	62 13	3
道路交通税	40 -3	2

財産税	35	4	2
煙草税	34	18	2
貸付返済	29	2	1
輸入税	18	12	1
その他	50	56	3
収入総額	204	21	
歳入不足	902	9	

総計 2944億kr

#### (3) 歳出の内訳 (単位億kr、億以下4捨5入)

	対前年度比 (%)	歳出に占める比率 (%)	
社会省	700	8	24
教育省	343	7	12
国防省	221	22	7
住宅省	220	29	7
労働市場省	154	24	5
交通省	141	24	5
大蔵省	133	-1	5
(註 機構改革により予算省、経済省が統合して大蔵省に1本化した。)			
工業省	107	39	4
法務省	80	5	3
外務省	79	11	3
農業省	69	12	2
内政省	61		2
(註 自治省が発展的に解消し、本邦の行管庁の機能をも具備して内政省—Civil departementetとなった)			
国会	5	-5	0.2
王室	0.28	11	0.1
利子支払	565	43	19
その他	65	-29	2

総計 2944億kr -17  
 註 長い伝統のある貿易省も廃止され、その機能は主として大蔵省及び外務省に吸収された。  
 (次号へつづく)

## アルバ・ミュルダール女史の防衛政策構想について (2)

On the Defense Policy of Dr. Alva Myrdal (2)

顧問 小野寺 信

Adviser Makoto Onodera

### (3) 日本との比較

アルバ・ミュルダール女史はスウェーデンに対する脅威像分析の章の冒頭に、スウェーデンの防衛上の特性を次のように述べている。

スウェーデンの国際的地位は非同盟であり、世界の比較的に安全した一角に位置する民主主義的な経済福祉国家である。われわれは国境の外に紛争地を持たず、われわれの周囲の世界を政治以外の手段によって変更せんとする異国を抱いていない。すべて、これらはわれわれに比較的な安全な地位を保障するものである。これはハーマン・カーの「わたしは世界でも名の通っている大の想像家である。だがわたしの想像力を騒使しても、この世界にスウェーデンを攻撃する国は見当らない」と喝破した言葉とよく一致している。

スウェーデンはノーベル賞によって象徴される世界最高の文化的平和国家であるとともに高度のデモクラシイ的社会福祉国家である。このような祖国を持っていることは、ミュルダール女史の軍縮活動を精神的に支える力の根源を成すのであろう。しかし、このような高度の文化的平和国家が成立するには、国民の一人一人が、護るに価する国の国民であることを自覚していることが絶対条件である。国民がこのような境地に到達するのは百年の歴史を必要とするであろう。

スウェーデンの国会も政府もこの経緯を十分理解し、安全保障政策も国防政策も、国民のものとして用心深く取扱っている。

たとえば国家は1968年スウェーデンの安全保障政策の目的を次のとおり採択した。

スウェーデンの安全保障政策は外国のそれと同様、国の独立を護持することを目的とする。われわれの安全保障政策の目的もしたがって、あらゆる状況の下でわれわれの自から選んだ形態で、われわれの国境内でわれわれの社会を政治面においても経済的にも社会的にも文化的にもその他あらゆる面で、われわれの価値観に従って保護しかつ発展させ、あわせて外に対しては国際緊張緩和と平和的發展のために民族的行動の自由を安泰ならしめることが必要である。

この決議は1972年および77年の国会において無修正で再採択された。

1970年の防衛調査会の勧告によって、政府は1977年新たに総合防衛の目的を決め同年の国会の承認を得た。そのうち本論文の理解に關係のある二項だけを抽出する。

1 総合防衛は全スウェーデン国民の一大事で、同胞の個人的努力を基礎とするものであって、これは武器を携えるに耐える男子のための一般兵役義務の基盤になっている(中略)……

上陸防禦は国防軍の最重要任務である。もしもスウェーデンが攻撃に曝らされたならば、国防軍はこれを迎撃し、可成長く攻者がスウェーデンの国土に地歩を占めるのを妨がなければならぬ。国土の到る処で頑強な抵抗を行い、要すれば自由戦争の形をとることもある。民間防衛は敵の攻撃に対して国民の生命

財産を護りあわせて生残者の救護に任ずる。広い意味の国民生活は経済防衛によって維持される。

スウェーデンの国防政策は、不同盟中立の旗印の下に文化的平和国家を護持するのが主旨である。これには多くの国民の精神要素の有機的作用を期待している。しかし護持される容体である文化的平和国家は単なる抽象的なイメージではない。国民そのものを意味するものである。ここから自然に人道主義的施策が涵み出て来る。830万の国民に対して500万人分の堅固な防護室の設備はその一面を物語るものである。

わが日本においては、スウェーデンのように民族防衛意識が定着せず、防衛政策と国民との結びつきが有機的に作動するまでに至っていない。この状態の下で特に近代国家必須の民防を欠くような国が、外国との武闘を国内に持ち込まれた場合には、これによって生ずる混乱は思い半ばに過ぎるものがある。このような条件の下では、国防のためには戦争抑止力の具備を絶対に必要とする。

日本の戦争抑止力は安保体制として、日米協同の下に機能を發揮すべきものと理解するのか当然であるが、大陸間の核戦争を極力回避せんとする傾向のある米国にどれだけの期待を寄せることが出来るであろうか。何れにしても日本と第三国との戦争が、米国から局地戦争として取扱われないように注意することが必要である。(終)

## ご 案 内

## スウェーデン映画へのお誘い

スウェーデン映画は、映画がようやく芸術的にも優れたものを表現できるようになり始めた1910年代の中頃、いちちはやくカメラを撮影所の中から大自然の懐にもちだし、撮影所内では作りだすことのできない大自然のもつ新鮮な魅力を画面の中にとり入れ、作中の人物の性格や心理を裏づける描写にまで昇めることに成功し、世界の映画界に大きな影響を与えたという輝かしい歴史を誇っています。

フィルムセンターでは、北欧を代表する映画製作国であるスウェーデン映画の輝かしい歴史のあとを回顧すべく、スウェーデン映画協会とスウェーデン協会との共催のもとに、駐日スウェーデン大使館の後援を得て、サイレント映画時代にスウェーデンが生んだ世界的監督ヴィクトル・シェーストレームとマウリツ・スティルレルの初期の作品から、アルフ・シェーバルイ監督を経てイングマル・ベルイマン監督にいたるスウェーデン映画史上の名作50作品を集めて連続上映する《スウェーデン映画の史的展望1910—1969》を去る3月1日より開催しております。

今回の特集には上述の4人を含めたスウェーデン映画を代表する監督たちの優れた作品や本邦未公開作品、スウェーデン映画が生んだ世界的名花ともいべきグレタ・ガルボとイングリッド・バーグマンの初期の出演作など数々の話題作が含まれています。スウェーデン映画のみならず、広く映画を愛好される皆様方の御鑑賞をお勧めいたします。

■開館は午後1時で先着順にて定員239名に達し次第締め切ります。1回目の上映が満員締め切りの場合、上映後に全館入れ替えとなります。

■平日は午後3時と6時15分の回上映、土曜日は午後1時30分より1回のみ上映いたします。

■○印の作品は日本語字幕付き、●印付きの作品は英語字幕付き、無印はスウェーデン原語版です。

一般250円・学生140円・小人100円

(4月20日以降の分を以下にご紹介します)

期 日	題 名	製作年	監 督	出 演 者
4月20日(水)	●春の悶え (104分)	1951	アルネ・マットソン	ウラ・ヤコブソン、フォルケ・スンドクヴィスト
21日(木)	女たちの期待 (108分)	1952	イングマル・ベルイマン	A・ビヨルク、M・B・ニルソン、E・ダールベック
22日(金)	不良少女モニカ (91分)	1953	イングマル・ベルイマン	ハリエット・アンデション、ラーシュ・エクボールイ

23日(土)	●春の悶え (4月20日と同番組で1時30分より1回のみ上映)			
25日(月)	○野いちご (91分)	1957	イングマール・ベルイマン	V・シェーストリーム、ビビ・アンデション、I・テューリン
26日(火)	悪魔の眼 (86分)	1960	イングマール・ベルイマン	ヤール・クツレ、B・アンデション、S・イエレル
27日(水)	●父 (98分)	1969	アルフ・シェーベルイ	グンネル・リンドブロム、G・リデベールイ、レナ・ニーマン
28日(木)	われらの恋に雨が降る(100分)	1946	イングマール・ベルイマン	バルプロ・コルベールイ、ビルゲル・マルムステン
5月2日(月)	●インド行き船(100分)	1947	イングマール・ベルイマン	ホルゲル・レーヴェナドラー、アンナ・リンダール、B・マルムステン
4日(水)	不良少女モニカ (91分)	1953	イングマール・ベルイマン	ハリエット・アンデション、ラーシュ・エクボールイ
6日(金)	闇の中の音楽 (84分)	1948	イングマール・ベルイマン	M・セッタリング、B・マルムステン、ビビ・スコグルンド
7日(土)	悪魔の眼 (86分)	1960	イングマール・ベルイマン	ヤール・クツレ、B・アンデション、S・イエレル
9日(月)	愛慾の港 (99分)	1948	イングマール・ベルイマン	ニーネ・クリスティーネ・イエソン、ベンゴト・エクルンド
10日(火)	夏の遊び (96分)	1951	イングマール・ベルイマン	マイ・ブリット・ニルソン、B・マルムステン、A・テューリン
11日(水)	女たちの期待 (108分)	1952	イングマール・ベルイマン	A・ビヨルク、M・B・ニルソン、E・ダールベック

東京国立近代美術館 フィルムセンター 中央区京橋3-7-6 ☎ (561)地下鉄・京橋駅(銀座線)、宝町駅(都営浅草線)下車

## <SIPニュース>

### GNPの予想成長率 1.4%

本年度のスウェーデン経済の動向について、政府が、概括的な予測を述べたが、それによると、1983年度の貿易伸び率は、輸出6%、輸入0%と見込まれており、また本年度のGNP成長率は1.4%程度(-0.7%)と予測されている。工業生産も、また3%(-1~-1.5%)の伸びが期待される。( )内はいずれも昨年度の数値。

収支の不均衡もある程度の回復が見込まれており、1983年度の赤字は205億~220億クローナ(7,175億~7,700億円)の間と見込まれているが、これはGNPのおよそ3%強に相当し、昨年比べ0.5%程度少ない。貿易収支も昨年の55億クローナ(1,925億円)には到底及ばないにしても、11億クローナ(385億円)程度の黒字を計上できる見込みである。ただし、サービスや輸送部門の赤字は、増加することが予測されている。また、外国への借款の支払い利子も本年度の152億クローナ(5,320億円)から来年度は188億クローナ(6,580億円)に増加するであろう。

なお、政府の投資は4%の増加が見込まれているが、地方自治体はあまり変わらないであろう。また、昨年4.5%の落ち込みを示した住宅投資は、本年度も2.2%の減少となることが予測される。昨年-16%という大巾減を記録した工業投資は、本年度の伸び率-5%とかなりの改善が見込まれている。投資全般でも、本年度の減少は2.8%程度に押えられるものと見込まれている。(昨年は-4.2%)

その他、公共消費は昨年同様、1.3%の増加、また、個人消費はおよそ2.5%の減少(昨年は0.7%増加)が見込まれている。

家計の可処分所得も、2.5%の落ち込みが予想され、貯蓄も、低レベルに留まるであろう。消費減退の要因として、車の様な都市部の消費材の買い控えがあげられよう。また名目賃金は5~7%の増加が見込まれているが、結果的にはこれがインフレ率の上昇につながるようになる。(11~11.5%)



期間 58年8月28日より9月11日 訪問国 スウェーデン、ノールウェー、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス

高令化社会の進展のなかで、いかに長い老後の生活を充実してゆくか、また有能な高令者の増加をどう考えるかの問題は、単に高令者個人の問題であるばかりでなく、社会にとっても重要な問題である。

この視察団の目的は、これらの点に関し、わが国より一步早く高令化社会を経験したスウェーデンほかヨーロッパ諸国が、いかに対処し、またいかなる問題をかかえているかを調査することである。

また、今回の調査視察においては、諸国の実情の調査のほか、シンポジウム等を開催して、日本の実情も紹介し、意見の交換を行って理解をふかめることも計画した。

コーディネーター 日本社会事業大学教授 三浦文夫

### 1 調査する主な項目

- イ 高令者の労働に関する考え方、実情、対策と問題点
- ロ 高令者の社会活動参加に関する考え方、実情、対策と問題点
- ハ 高令者教育に関する考え方、実情、対策と問題点
- ニ 高齢者のスポーツに関する考え方、実情、対策と問題点
- ホ 高令者の余暇利用に関する考え方、実情、対策と問題点
- ヘ 高令者の家族との関係に関する考え方、実情、対策と問題点
- ト その他高令者の福祉に関する問題点

### 2 シンポジウム又はワークショップ

(テーマ) 老人生活の充実化に関する考え方の日本の場合との相違

### 3 視 察 先

都 市	視 察 先 ・ 調 査 事 項
ストックホルム (スウェーデン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人就労の実験プロジェクト研究 (ストックホルム郊外リディング LIDINGÖ)</li> <li>・老人センター Senior Center (同上)</li> <li>・サービスセンター (バルト海周辺)</li> <li>・教育庁 (老人の社会教育)</li> <li>・ATLAS COPCO AB 訪問 (機械工業……代表的企業の一例として)</li> <li>・シンポジウム開催……各機関より専門家の参加 (厚生省、経営者連盟 S A F、労働組合 LO、その他)</li> </ul>
オスロ (ノールウェイ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MULTY PURPOSE CENTER FOR ELDERLY</li> </ul>
パ リ (フ ラ ン ス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユネスコ (社会教育部 ほか)</li> <li>・高令化問題研究センター CLEIRPPA (CENTRE DE LIAISON DETUDE D'INFORMATION ET DE RECHERCHE SUR LES PROBLEMÉS DES PERSONNES AGÉS)</li> </ul>
ブリュッセル (ベルギー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EC本部 (老人教育に関する講話と資料集収)</li> <li>・余暇開発財団</li> <li>・INFOR—HOME の活動視察</li> </ul>
アムステルダム (オランダ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EINDHASSN でのワークショップ (老人のパート労働)</li> <li>・サービスセンター (老人向サービスセンターの発祥地)</li> <li>・NEIGHBORHOOD SELF-HELP (老人のボランティア活動) 状況調査</li> <li>・その他高令者の社会教育、ボランティア活動の実態調査</li> </ul>
コペンハーゲン (デンマーク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MULTY PURPOSE CENTER FOR ELDERLY</li> </ul>

……パンフレットをお送りします、当研究所へお電話下さい (03 | 212—4007)